# 1 相続開始後の手続(1) 一経済産業大臣の認定—

# Q12 相続税の納税猶予制度の全体像

和続税の納税猶予制度は、自社株式に係る税額の80%について納税猶予がされると一般的に説明されています。その「非上場株式等についての相続税の納税猶予制度」とは、どのようなものですか。

A 「非上場株式等についての相続税の納税猶予制度」は、後継者が先代経営者から自社株式を相続または遺贈により取得した場合に、一定の方法で計算した自社株式に係る相続税について、納税が猶予される制度です。「自社株式に係る税額の80%について納税猶予がされる」という説明は、必ずしも正確ではありませんが、大筋としては理解しやすい表現です。

# 解説

「非上場株式等についての相続税の納税猶予制度」は、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度」とともに、中小企業の事業承継を税制面から支援するものです。

「非上場株式等についての相続税の納税猶予制度」は、「自社株式に係る税額の80%について納税猶予がされる」と一般的に説明されています。租税特別措置法の該当条文の表現を借用しつつ、要約すると次のよ

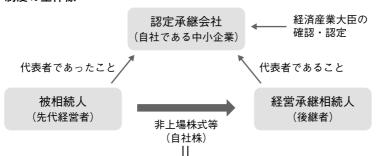
うになります。

<u>認定承継会社</u>の代表権を有していた被相続人から相続または遺贈によりその認定承継会社の非上場株式等の取得をした<u>経営承継相続人等</u>が、相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、発行済議決権株式総数の3分の2に達するまでの部分(相続開始前からすでに保有していたものを含みます。)に係る課税価格の80%に相当する相続税額について、担保を提供することにより、その経営承継相続人等の死亡の日まで、その納税が猶予されます。

「認定承継会社」、「非上場株式」、「経営承継相続人等」の用語の意義、担保提供の内容、「非上場株式等についての相続税の納税猶予制度」の適用を受けるための手続、猶予される相続税額の計算方法等については、順次解説をしていきます。

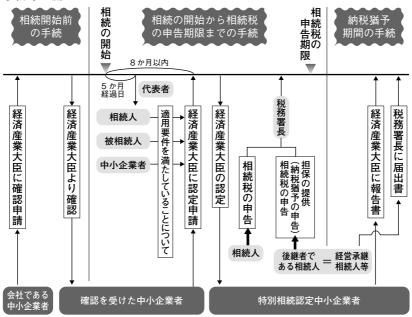
制度の全体像と手続等の流れは、次のとおりです。

#### 制度の全体像



発行済総数の3分の2まで(後継者の既保有を含めて)の 課税価格の80%相当の相続税額が納税猶予

#### 手続等の流れ



# Q40 遺留分制度の概要 一遺留分が事業承継を阻害する事例—

**Q** 民法が規定する遺留分制度が中小企業の事業承継を阻害する事例となっていることが、経営承継円滑化法が創設された理由の一つであるとされています。具体的には、どのような場合が該当するのでしょうか。また、遺留分制度とはどのような内容でしょうか。

A 遺留分とは、被相続人の兄弟姉妹以外の相続人に対して最低限保証された相続財産の割合をいいます。この遺留分の計算の基礎には、先代経営者から後継者に生前に贈与された自社株式や事業用資産も含まれ、それらの財産は相続時の時価で評価されます。

# 解説

## 1 遺留分制度の趣旨

被相続人は、原則として生前贈与や遺言により自由に自分の財産を処分できますが、相続人には、最低限、一定割合の相続権(=遺留分)を保障することで相続人間の衡平が図られています。「親に愛されない子を守るための制度である」と説明されることもあります。

この遺留分を侵害する生前贈与や遺贈があった場合には、遺留分を侵害された相続人が遺留分減殺請求を行うことができます。

## 2 遺留分の額

以下の額を、相続人が法定相続分に従って分配したものが遺留分で

す。

| 直系尊属のみが相続人である場合 | 被相続人の財産の1/3 |
|-----------------|-------------|
| 上記以外の場合         | 被相続人の財産の1/2 |

なお、兄弟姉妹には遺留分はありません。

#### 3 遺留分の計算の基礎となる財産

遺留分の計算の基礎となる財産は、被相続人が相続時に有していた財産のほかに、相続人に生前に贈与した財産(特別受益)も含まれます。 特別受益として被相続人の財産に持ち戻す生前贈与には、年数の制限がありません(相続税の計算に際して持ち戻す3年内贈与とは全く異なります。)。また、贈与税の申告や納付の有無も関係がありません。

遺留分の計算の基礎となる財産

= 相続時の財産 + 生前贈与(相続前1年以内) + 特別受益 - 債務

#### 4 遺留分が事業承継を阻害する場合の計算例

- 相続開始時の遺産額:現金2億円
- ・相続人は子A(事業承継者である)と子B(事業承継者でない)であり、被相続人である父は、それぞれに5,000万円、1億5,000万円の財産を相続させる旨の公正証書遺言を作成していた。
- ・被相続人から子Aに自社株の全部について10年前に生前贈与されていた。贈与時の評価額は500万円であった。その後、後継者であるAが努力した結果、相続時の評価額は8億円になった。

#### [遺留分の金額]

2億円+8億円=10億円

10億円×1/2×1/2=2億5.000万円

〔単位:万円〕

|            | 公正証書   | 特別受益(生前贈与) | 遺留分の<br>計算の基礎<br>となる額 | 各人の遺<br>留分の額 | 侵害された遺留分の額 |
|------------|--------|------------|-----------------------|--------------|------------|
| A<br>事業承継者 | 5,000  | 80,000     | 85,000                | 25,000       |            |
| В          | 15,000 |            | 15,000                | 25,000       | 10,000     |
| 合計         | 20,000 | 80,000     | 100,000               |              |            |

相続税の申告は2億円をベースに計算しますが、遺留分は10億円を基礎として計算します。その結果、遺留分が侵害されているBは、Aに対して1億円の請求をすることができます。事業承継者であるAの努力により、自社株式の評価額が向上し、その結果、Bから遺留分の減殺請求があった場合には、Aは、相続により取得した財産の価額(5,000万円)を超える金額をBに支払わなければなりません。

## 5 遺留分に関する民法の特例制度

遺留分制度が円滑な経営の承継を阻害することがないように、後継者が先代経営者からの贈与等により取得した自社株式について、先代経営者の推定相続人全員の合意を前提として、①除外合意と②固定合意の2つの特例制度が創設されました(Q42参照)。